

～中央区多様な集団活動等利用支援事業～

施設等の利用料の一部を給付します

地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動 について、本区の定める基準に適合した施設等を利用する幼児の保護者が施設等に支払った利用料を給付します。

給付の流れ

【保護者→施設等】
利用料支払い

【保護者→施設等】
支給申請書提出

4～9月分 9月下旬頃
10～3月分 3月下旬頃

※提出期限は施設ごとに
異なります

【施設等→区】
支給申請書とりまとめ
区提出

【区→保護者】
支給決定
口座振込

対象幼児

※ 利用する施設等が、対象施設等として区からの決定を受けていることが必要です。

- 満3歳に達した後最初に迎える4月1日から満6歳に達した後最初に迎える3月31日まで。
- 概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上施設等を利用していること。
- 月の初日から在籍していること。
- 幼児教育・保育の無償化の給付を受けていないこと。

給付金額（月額基準額）

- 一人あたり月額20,000円（上限）
- ※ 過去3か年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する場合は、その平均月額利用料。

支給方法

年2回に分けて、保護者の銀行口座に直接振り込みます。

- 4月～9月分利用料 → 11月下旬頃
- 10月～3月分利用料 → 5月下旬頃

問い合わせ先

- 中央区教育委員会事務局学務課幼児教育支援係
- 03-6278-8089

※ 詳細は区HPをご覧ください。 HP2次元コード→
<https://www.city.chuo.lg.jp/kosodate/teate/chuotayouna-hogosya.html>

